（法第28条第1項関係「前事業年度の事業報告書」）

平成24年度の事業報告書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

特定非営利活動法人ゆう・さぽーと

１　事業の成果

　平成24年4月1日に『ヘルパーステーションそらいろ』を開業し、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）及び同法に基づく地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援）を開始しました。サービス提供地域は京都市伏見区向島、宇治市（笠取を除く）、城陽市、京田辺市田辺・河原とその周辺地域とし、障がいがある方へのヘルパー支援を行いました。

　ヘルパーステーションそらいろを利用される方は知的、身体、精神等に障がいを持たれる方で、今年度終了時点で30名となりました。支援を行うヘルパーは8名の体制となりました。

　特定非営利活動法人ゆう・さぽーと及びヘルパーステーションそらいろの活動報告については広報紙『ゆうさぽ通信』やホームページ、ブログ、Facebookページ等により発信しました。広報紙は5回発行し、ホームページ等の更新は随時行いました。

　平成25年3月24日にはヘルパーステーションそらいろの利用者とその家族、スタッフとの交流を目的としたイベントを企画しました。

　ヘルパーステーションそらいろの従業者のスキルアップを目的とした研修会を行いました。自閉症の障がい特性や障がい者虐待防止などについて学びました。

　相談支援事業やホームヘルパー養成講座等は今後の実施に向けた準備活動や調査活動を行いました。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名  (定款に記載した事業) | 具体的な事業内容 | (A)当該事業の  実施日時  (B)当該事業の  実施場所  (C)従事者の人数 | (D)受益対象  者の範囲  (E)人数 | 事業費の金額（概算）（単位：千円） |
| 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 | 居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業の実施。 | (A)平成24年4月1日〜平成25年3月31日  (B)京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市  (C)7名 | (D) 京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市に住む障がい者  (E)9名 |  |
| 障害者自立支援法に基づく相談支援事業 | 城陽市が開催する『城陽市相談支援体制にかかる説明会』に出席し、今後の相談支援事業開始に向けた準備を行う。 | (A)平成25年3月5日  (B)城陽市立福祉センター  (C)1名 | (D)なし  (E)0名 |  |
| 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業 | ①移動支援事業の実施。  ②日中一時支援事業の実施。 | (A)平成24年4月1日〜平成25年3月31日  (B)京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市  (C)8名 | (D)① 京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市に住む障がい者  　②城陽市に住む障がい者  (E)29名 |  |
| 障害者の地域生活支援の為の事業 | 青少年野外活動総合センター友愛の丘にてイベント（バーベキュー）を開催。障がいがある方とその家族の交流の場をつくる。 | (A)平成25年3月24日  (B)城陽市  (C)8名 | (D)宇治市、城陽市、京田辺市に住む障がい者とその家族  (E)12名 |  |
| 福祉、介護に係る教育研修及び情報交流事業 | ヘルパーステーションそらいろ従業者を対象にした勉強会を行う。 | 1. 平成24年   5月18日  7月20日  8月17日  9月14日  (B)城陽市枇杷庄島ノ宮80番地127  (C)8名 | (D)ヘルパーステーションそらいろの従業者  (E)8名 |  |
| ホームヘルパー養成研修に関する業務 | 準備中。 | (A)なし  (B)なし  (C)0名 | (D)なし  (E)0名 |  |



（備考）

１　２は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

　２　２(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。